

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

再生可能エネルギーの導入等支援団体の登録及び支援制度が始まります

京都府では、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、地域住民と協働で、府内に再生可能エネルギーの導入等を行うための総合調整を行う「導入等支援団体」の取組を支援し、府内での再生可能エネルギーの導入拡大を目指しています。

この度、「導入等支援団体」の登録制度を創設するとともに、要件を満たす団体に対する支援制度（税制優遇（法人府民税(均等割)及び不動産取得税の免除））が始まります。

既存の活動として行っている団体のみならず、新たに活動を行う団体でも「導入等支援団体」への登録を検討ください。

登録申請・有効期間

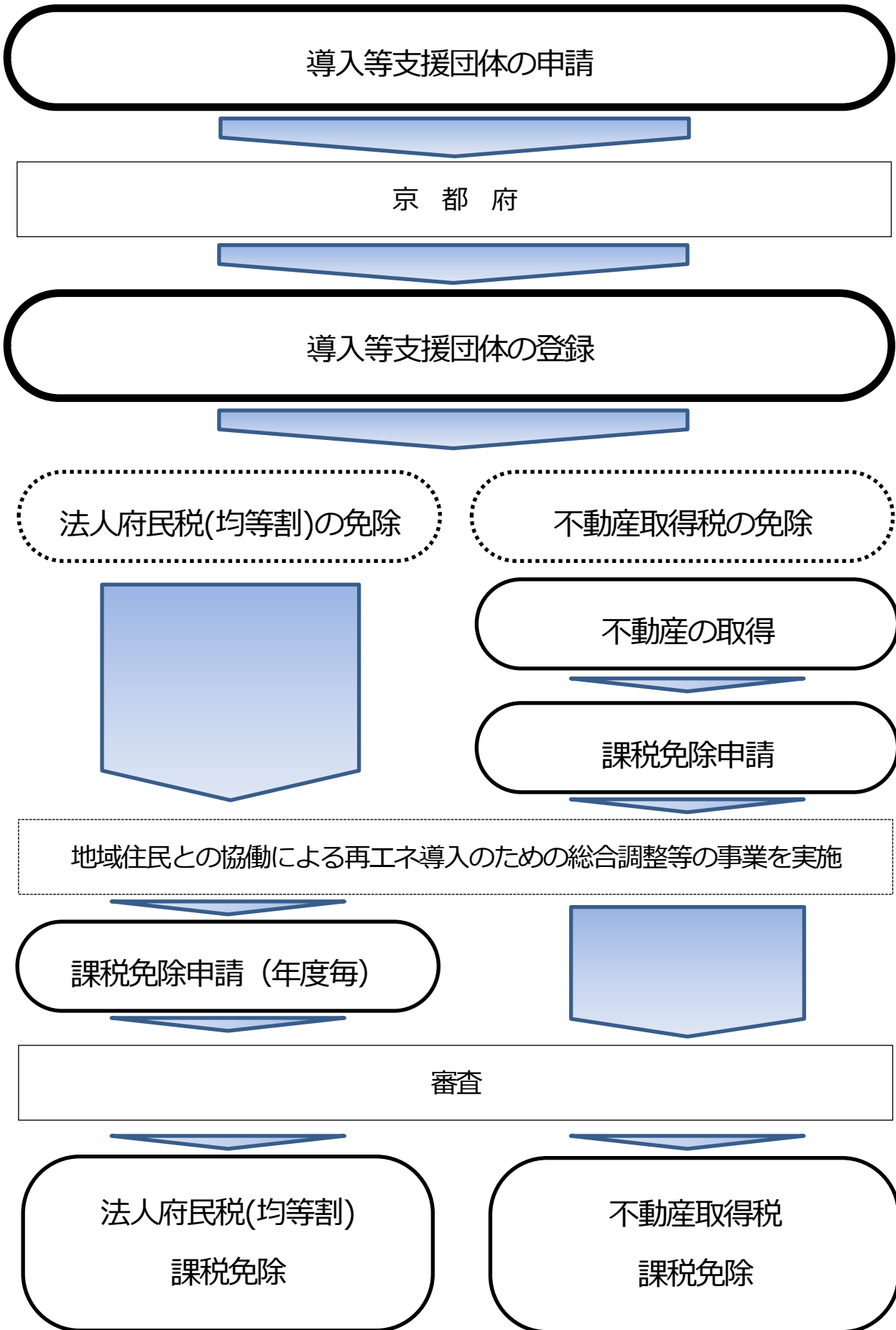
登録申請期間	平成27年10月1日（木）から（随時受付）
登録有効期間	3年間（有効期限後も登録を希望する場合には更新手続きが必要）

登録及び支援制度

対象者	地域住民と協働し、地域での再生可能エネルギーの導入等を行うための総合調整等を行う団体（以下の要件を満たす団体） ○設立目的として「導入等支援事業※を行うこと」が含まれていること ○導入等支援事業を、府内で地域住民と協働して実施していること又は実施する計画があり、また、その活動により地域の活性化に資するものであること ○導入等支援事業を安定的かつ計画的に実施できること（ほか）
支援制度	登録団体のうち、以下の要件を満たす団体は、税制優遇を受けることができます。
対象団体	営利を目的としない以下の団体 ○特定非営利活動法人 ○一般社団法人、一般財団法人 ○その他知事が認める団体
税制優遇	当該年度での導入等支援事業の活動実績がある場合 ◆府民税（均等割）の課税免除 導入等支援事業の用に供する不動産を取得した場合（1団体につき1回限り） ◆不動産取得税の課税免除 ※平成28年1月1日以降の不動産の取得に限る。

※導入等支援事業とは、地域住民から資金調達し、当該地域に再生可能エネルギーの導入等を行うための総合調整を行う事業や技術的・財政的支援を行う事業をいう。

【お問い合わせ先】 京都府環境部エネルギー政策課
電話：075-414-4298
E-mail：energy@pref.kyoto.lg.jp



導入等支援団体の登録後であれば、
事業実施の前後は問いません。